

自然再生推進法に基づく自然再生協議会の概要

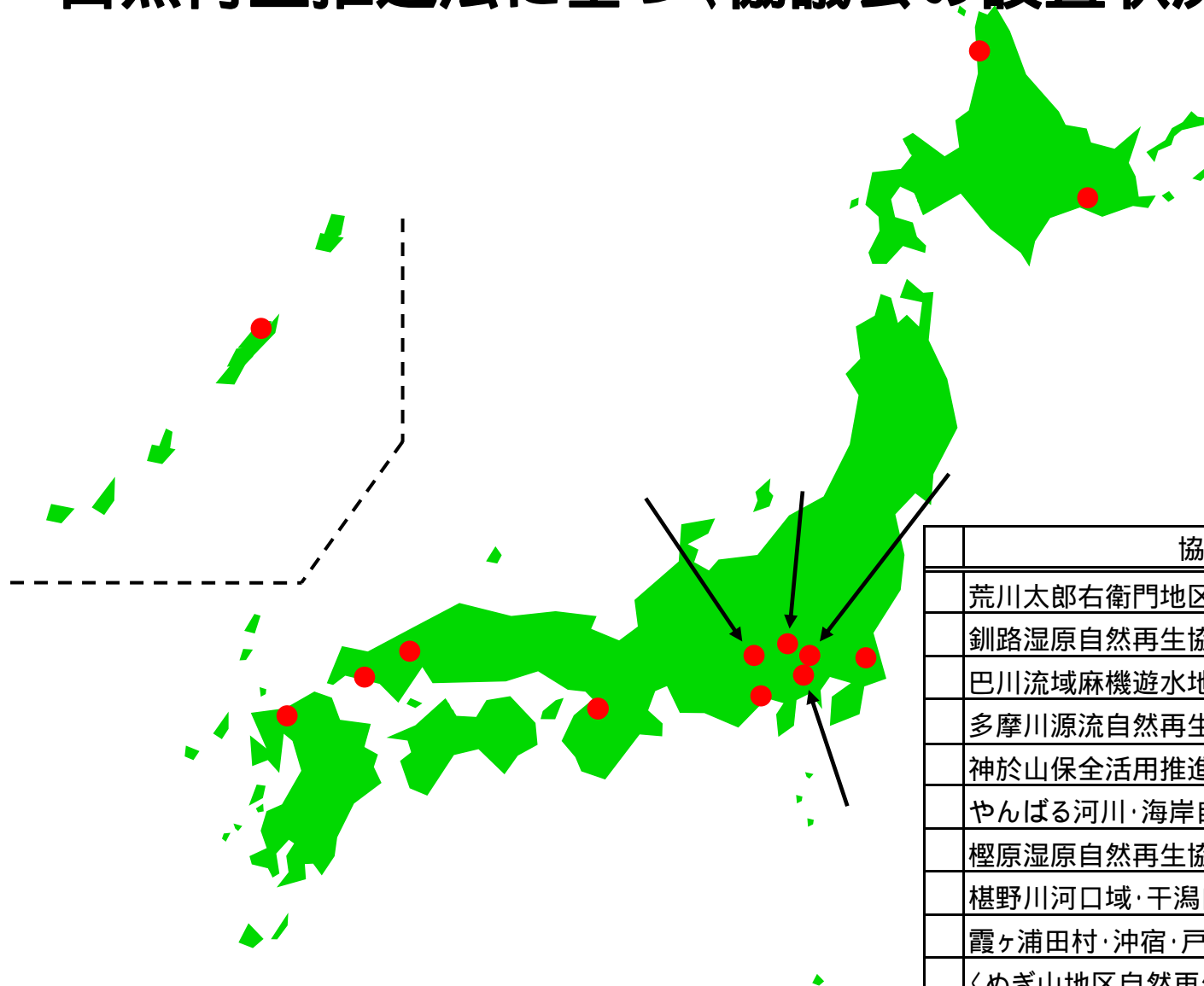
資料 1

平成15年1月の自然再生推進法施行以来、現在までに全国各地で13の自然再生協議会が設置され、それぞれの地域において、全体構想及び実施計画の策定を進めている。

平成17年6月

	協議会名	位置	事務局	設立日	概要	構成員数	全体構想策定日
1	荒川太郎右衛門地区 自然再生協議会	埼玉県	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所	H15.7.5	乾燥化が進む旧流路(流水がなく、湿地となっている)において、 湿地環境の保全・再生を検討。	63名	H16.3.31
2	釧路湿原自然再生協議会	北海道	環境省、釧路開発建設部、釧路支庁、他	H15.11.15	流域からの土砂流入等により乾燥化が進む釧路湿原の自然を再生することを目的とする。	117名	H17.3.31
3	<small>ともえ あさはた</small> 巴川流域麻機遊水地 自然再生協議会	静岡県	静岡県土木部	H16.1.29	麻機遊水地は洪水防止対策として造成されたが、もとの麻機沼の植物等の回復が見られるところであり、その自然環境の保全・再生を目指す。	46名	-
4	多摩川源流自然再生協議会	山梨県	多摩川源流研究所	H16.3.5	山梨県小菅村全域を対象とし、森林の再生や河川景観の再生等 を検討。	52名	-
5	<small>こうのやま</small> 神於山保全活用推進協議会	大阪府	岸和田市環境保全課	H16.5.25	竹林の侵入が進む神於山において、クヌギ・コナラを中心とする落葉樹林帯やカシ・シイを中心とする常緑樹林帯の再生を目指す。	36名	H16.10.21
6	やんばる河川・海岸 自然再生協議会	沖縄県	沖縄総合事務局、県、民間団体	H16.6.26	リュウキュウアユを呼び戻すことを念頭に沖縄本島北部地域の河川・海岸の自然再生を検討。	68名	-
7	<small>かしぼる</small> 檜原湿原地区自然再生協議会	佐賀県	佐賀県環境課	H16.7.4	特定植物の繁茂や植物遺体の堆積といった自然遷移の進行により悪化している湿地環境を良好な状態へと再生することを目的とする。	42名	H17.1.26
8	<small>ふしのがわ</small> 榎野川河口域・干潟 自然再生協議会	山口県	山口県環境政策課、漁政課、 港湾課、河川課、山口市林務水産課、環境保全課	H16.8.1	榎野川河口干潟等の自然環境を再生し維持していくことを検討。	55名	H17.3.31
9	<small>あまじま</small> 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区 自然再生協議会	茨城県	国土交通省関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所	H16.10.31	霞ヶ浦湾奥部の湖岸環境の再生	50名	-
10	くぬぎ山地区自然再生協議会	埼玉県	埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、三芳町、市民団体、他	H16.11.6	川越市、所沢市、狭山市、三芳町にまたがる武蔵野の平地林「くぬぎ山地区」について、その歴史的・文化的・環境的価値を継承することを目的とする。	70名	H17.3.12
11	八幡湿原再生協議会	広島県	広島県自然環境保全室	H16.11.7	臥竜山麓八幡湿原地域における湿原環境の再生を検討。	26名	-
12	上サロベツ自然再生協議会	北海道	環境省、北海道開発局、NPO、豊富町、他	H17.1.19	国立公園であるサロベツ湿原と農地が隣接する北海道豊富町において、農業と共存した湿原の再生を検討。	59名	-
13	野川第一・第二調節池地区 自然再生協議会	東京都	東京都建設局北多摩南部建設事務所工事第二課	H17.3.28	かつての野川沿いは、多様な自然環境が広がっていたが、土地利用の変化により自然環境は大きく損なわれた。このため、かつての多様な河川環境の再生を図る。	57名	-
14	(仮称) <small>がもう</small> 蒲生干潟自然再生協議会	宮城県	宮城県自然保護課	H17.6 設置見込	シギ・チドリ類などの渡り鳥の飛来場として、また底生動物の宝庫として、貴重な干潟環境の保全・再生を検討。	-	-
15	(仮称) 森吉山麓高原 自然再生協議会	秋田県	秋田県自然保護課	H17.6 設置見込	かつて草地として開発された森吉山麓高原を、広葉樹林に再生し、周辺の自然環境と共に保全していくことを目的とする。	-	-

自然再生推進法に基づく協議会の設置状況



協議会名	設立日
荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	H15.7.5
釧路湿原自然再生協議会	H15.11.15
巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	H16.1.29
多摩川源流自然再生協議会	H16.3.5
神於山保全活用推進協議会	H16.5.25
やんばる河川・海岸自然再生協議会	H16.6.26
檜原湿原自然再生協議会	H16.7.4
榎野川河口域・干潟自然再生協議会	H16.8.1
霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	H16.10.31
くぬぎ山地区自然再生協議会	H16.11.6
八幡湿原自然再生協議会	H16.11.7
上サロベツ湿原自然再生協議会	H17.1.19
野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	H17.3.28

荒川太郎衛門地区自然再生事業について

荒川は埼玉県西部地域の自然環境軸として流域の水と緑のネットワーク形成の中心的な役割を担っており、中でも埼玉県桶川市、上尾市に挟まれた荒川河川敷に残る旧川周辺には良好な湿性環境が残っており、多様な生態系の生息・生育空間が形成されている。

ところが、これまでの河川改修に伴う洪水時の冠水頻度の低下、河床低下に伴う地下水位の低下、並びに耕作地の盛土等により、近年湿地環境の乾燥化が進行中。

このため、平成13年度より湿地環境の保全・再生を図るべく自然再生事業に取り組んでいたところであるが、平成15年1月「自然再生推進法」の成立を受け、平成15年7月には学識者、行政機関、NPO及び地域住民等から構成される「荒川太郎衛門地区自然再生協議会」を設立し、平成15年度末までに「全体構想」の策定が完了。

現在、平成16年度から引き続き「実施計画」の作成を鋭意推進中である。

第1回自然再生協議会（平成15年7月5日）

- ・ 国土交通省、埼玉県、関係市町村、学識経験者、NPO及び一般公募により選出された地域住民等が参画して協議会を設立。
- ・ 構成員 約60名

第2回自然再生協議会（平成15年9月6日）

- ・ 課題の抽出と整理
- ・ 目標設定（自然再生の方針について）

第3回自然再生協議会（平成15年10月19日）

- ・ 水確保の事業メニュー設定（整備案の検討）
- ・ 全体構想目次（案）について討議

第4回自然再生協議会（平成15年11月22日）

- ・ 自然再生の目標について討議
- ・ 自然再生事業の概要について討議

第5回自然再生協議会（平成16年2月7日）

- ・ 自然再生全体構想（案）について討議

自然再生全体構想の作成・公表（平成16年3月31日）

第6回自然再生協議会（平成16年6月12日）

- ・ 自然再生事業実施計画骨子（案）について討議
- ・ 設計の考え方に関する基本事項について討議

第7回自然再生協議会（平成16年9月5日）

- ・ 当面の設計の考え方について討議
- ・ 当面のモニタリングについて討議

第8回自然再生協議会（平成16年10月31日）

- ・ 設計概要について討議
 - ・ モニタリング計画及び専門委員会について討議
- 第9回自然再生協議会（平成17年2月5日）
- ・ 試験掘削について討議
 - ・ 生態系モニタリング専門委員会からの報告

「荒川太郎衛門地区自然再生全体構想について」

1 . 「荒川太郎衛門地区自然再生全体構想」は、自然再生推進法に基づき設置された「自然再生協議会」において、準備期間も含めほぼ1年かけてとりまとめられたもの。

- ・ 自然再生協議会設立準備会開催：平成15年2月7日
- ・ 自然再生協議会設立：平成15年7月5日
- ・ 全体構想とりまとめ：平成16年3月31日

2 . 「全体構想」のポイントは次のとおり

国土交通省、埼玉県、関係市町村、学識経験者、NPO及び一般公募により選出

された地域住民等が幅広く参画し(計64名)、自然再生の方向性について合意。

自然再生の目標

現状の湿地環境の保全

過去に確認された生物が住める環境の再生

荒川エコロジカル・ネットワーク

多様な推進の開放水面の拡大

蛇行形状の保全

治水面からもプラス

再生の対象区域

太郎衛門橋下流約4km区間(50.4～54.0km)

再生に向けた取り組み方針

- ・ 役割分担の明確化 全ての協議会委員が汗をかく
- ・ 順応的管理の実施 モニタリングを行いながら段階的な事業の実施

3 . 現在、この「全体構想」に基づき、「実施計画」の作成を推進中。



荒川本川(河床低下)



桶川市
桶川市

5.2k



太郎右衛門地区



太郎右衛門橋

荒川旧川(乾燥化)

荒川旧川

横堤

横堤

横堤

ハンノキ林

川島町

5.2k



荒川の河口から50～54km(太郎右衛門橋下流4km区間の埼玉県上尾市、桶川市、川島町)

釧路湿原自然再生協議会について

釧路湿原は、わが国最大の湿原であり、タンチョウ、キタサンショウウオ、イトウなどの多様で貴重な野生動植物が生息・生育。湿原周辺の開発等に伴う土砂・栄養分の流入等により、近年、湿原の減少・劣化が進行しており、平成13年3月には、有識者等により「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」がとりまとめられた。

提言を踏まえ、関係省庁（環境省、国土交通省、農林水産省）、地元自治体、NPO、専門家等が連携し、湿原の再生、河川の再蛇行化、森林の再生、土砂流入防止等の自然再生の取り組みを開始。

平成15年1月に「自然再生推進法」が施行されたことを受け、平成15年11月に自然再生推進法に基づく「釧路湿原自然再生協議会」を設立。

平成17年3月「釧路湿原自然再生全体構想」が策定された。

第1回自然再生協議会（平成15年11月15日）

- ・環境省・国土交通省・農林水産省の地元機関、北海道庁、地元市町村、NPO、専門家等が参画して協議会を設立。
- ・構成員は計約100名

第2回自然再生協議会（平成15年12月19日）

- ・小委員会の設置（湿原再生小委員会、旧川復元小委員会、土砂流入小委員会、森林再生小委員会、水循環小委員会、再生普及小委員会）

第3回自然再生協議会（平成16年3月26日）

- ・釧路湿原自然再生の全体構想（素案）の討議

第4回自然再生協議会（平成16年7月27日）

- ・釧路湿原自然再生の全体構想（案）の討議

第5回自然再生協議会（平成16年11月18日）

- ・釧路湿原自然再生の全体構想（案）の作成

全体構想案のパブリックコメント（平成16年12月18日～17年1月17日）

第6回自然再生協議会（平成17年2月22日）

- ・釧路湿原自然再生の全体構想（最終案）の検討

釧路湿原自然再生全体構想策定（平成17年3月）

第7回自然再生協議会（平成17年6月14日開催予定）

- ・釧路湿原自然再生の旧川復元実施計画（素案）の討議予定

「釧路湿原自然再生全体構想」について

1. 「釧路湿原自然再生全体構想」は、自然再生推進法に基づき設置された「自然再生協議会」において、ほぼ1年かけてとりまとめられたもの。

- ・自然再生協議会設立：平成15年11月15日
- ・全体構想とりまとめ：平成17年2月22日
- ・全体構想策定：平成17年3月

2. 「全体構想」のポイントは次のとおり。

地域住民、NPO、専門家、自治体、関係省庁（環境省・国土交通省・農林水産省）が広く参加し（計117名）、自然再生の方向性について合意。

全体構想の副題（テーマ）は、「未来の子供たちのために」、再生の取り組み対象区域は、釧路川水系の約25万haとする。再生の目標は、ラムサール条約登録時（1980年）。

再生の基本的考え方として、受動的再生、順応的管理、地域産業・治水との効果的両立、多様な主体の参加等の原則を掲げた。

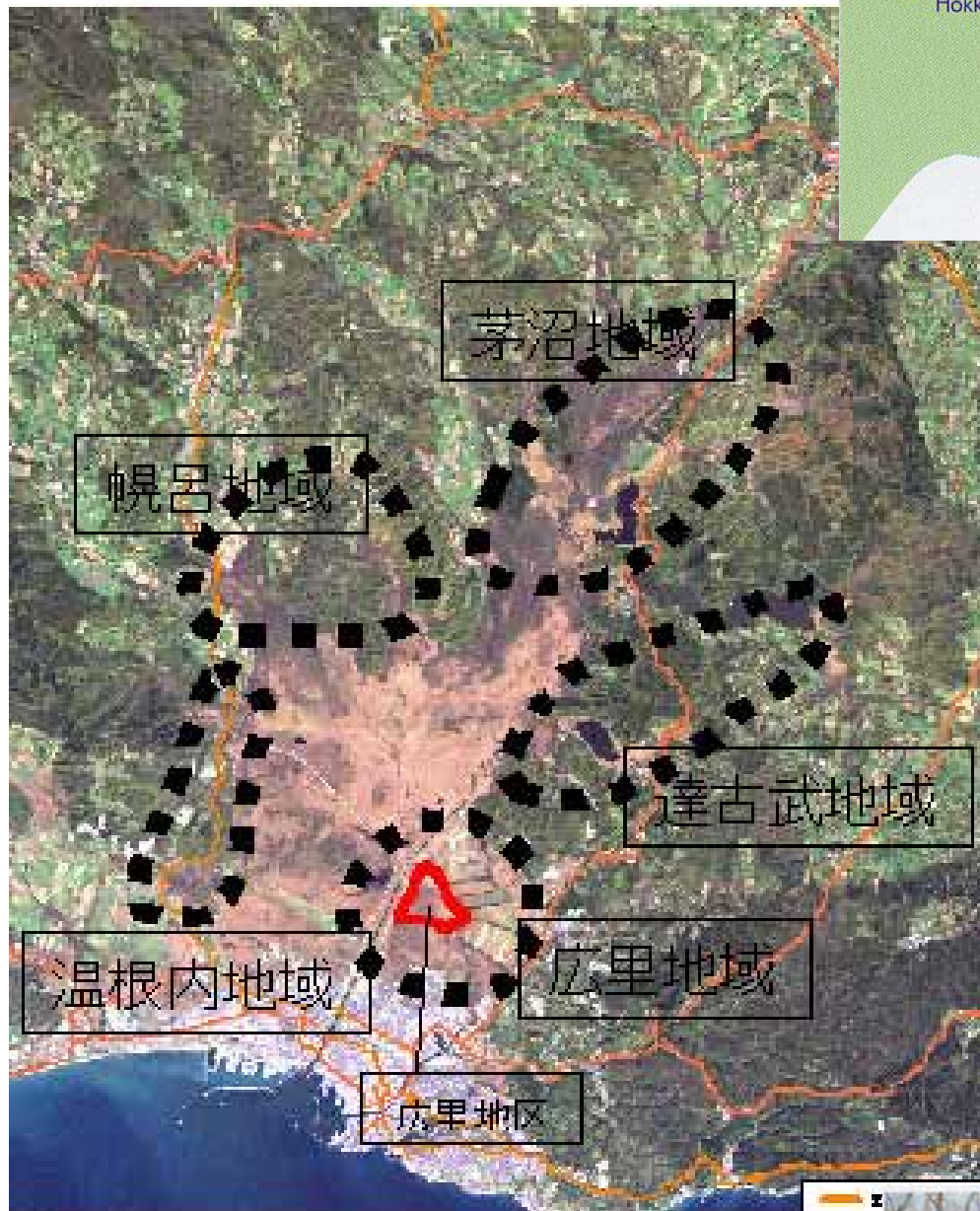
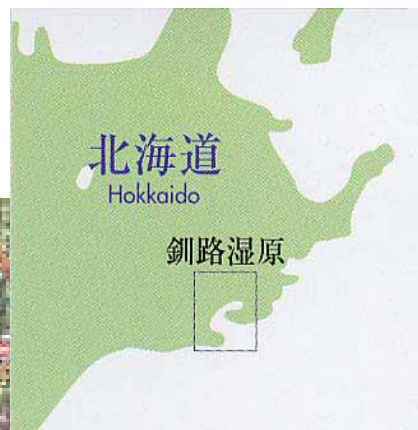
再生事業の内容は、

- ・湿原周辺の未利用地（農地跡地等）を湿原に復元
- ・蛇行河川の復元
- ・農地や河川からの土砂流入抑制のための土砂調整地
- ・無立木地や造林地（カラマツ等）における森林の再生
- ・情報発信と市民参加、湿原利用のガイドライン 等

全体構想は5年ごとに点検し10年ごとに見直す。

3. 今後、この「全体構想」に基づき、事業主体別の「実施計画」の策定が進められる予定。

釧路湿原自然再生



人手によるハシノキ枝採作業

達古武地区

広里地区



敷地跡地の地盤盛り下げ作業。面積は3箇所計で約0.3ha（平成15年5月）